

掛川市規則第13号

掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年掛川市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ア中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。